

みえの働き方改革取組支援事業 補助金のご案内

三重県では、働き方改革を地域全体に広げるため、下記のとおり補助金を交付し、企業等の協働による自主的な働き方改革の取組を支援します！

補助対象事業

県内複数の企業等が、自主的に協働して県内企業等の働き方改革を推進する取組で、次を満たすもの。

- (1) 県内複数の企業等が連携して、働き方改革等をテーマに、自主的に実施する事業。
 - (2) 参加対象者は、主催団体内部にとどまらず、他の県内企業等からも広く募ること。等
- ★詳細は「みえの働き方改革支援事業補助金交付要領」をご確認ください。



[みえの働き方改革 補助金](#) [検索](#)

補助対象者

県内の法人、法人が参加する組合、団体等
＜例＞複数企業（株式会社等）、協同組合、
商工会・商工会議所 等

申請受付期間

平成31年4月15日（月）から。
※ただし、交付決定額が予算額に達し次第、
受付を終了します。

申請方法

県のホームページ掲載の申請書を提出先に送付してください。

補助金交付の流れ

申請いただいた事業について審査し、交付決定します。また、事業終了後に実績報告書の内容を審査し、補助金の額を決定します。

補助額・補助対象経費

対象経費の **1 / 3** (最大 **15万円**)
＜例＞講師謝金・旅費、会場使用料、
研修委託料 等

支給対象となる取組事例

- 県内複数企業協働による
セミナーの開催
- 同業種の複数企業による
勉強会・情報交換会の開催
- 地域の複数企業による
勉強会・見学会開催 等



お問い合わせ・提出先

三重県雇用経済部雇用対策課
働き方改革・勤労福祉班
〒514-8570
津市広明町13番地 県庁8階
TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455
E-mail koyou@pref.mie.lg.jp

[みえの働き方改革 補助金](#)

[検索](#)

※本補助金の詳細については、「みえの働き方改革取組支援事業補助金交付要領」をご確認ください。